

あなたの家は大丈夫!?

それ、違反です!!

せっかく建てた家を違反建築物にしないために、ぜひ知ってください。

●カーポート



事前に「確認申請」という手続きをしないと違反になる場合があります。

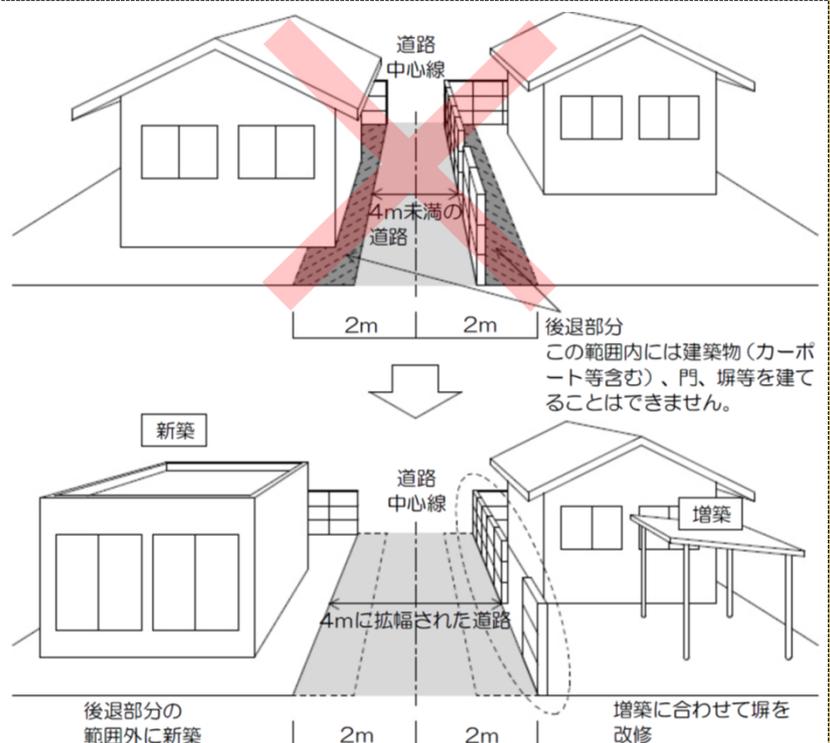
●物置き



●門や塀

事前に「確認申請」という手続きをしないと違反になる場合があります。

また、あなたの所有地であっても、その部分が「建築基準法上の道路」である場合は、**道路後退の必要な部分に建築物を建てると違反になる場合があります。**



建築基準法では、屋根と壁または屋根と柱があるものは家と同じ「建築物」です。「建築物に附属する門または塀」も「建築物」です。計画の際は事前に「建築士」に必ずご相談ください。

これらは全て、大きさや形状・地域等によって取扱いが異なる場合があります。特定行政庁のお問合せ先は裏面をご覧ください。

特定行政庁	担当部署	電話番号
大阪府 (下記の各市以外は、大阪府にお問合せください。)	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課	06-6210-9726
大阪市	計画調整局 建築指導部 監察課	06-6208-9311
豊中市	都市計画推進部 建築安全課	06-6858-2429
堺市	建築都市局 開発調整部 建築防災推進課	072-228-7482
東大阪市	建築部 建築指導室 建築審査課	06-4309-3240
吹田市	都市計画部 開発審査室	06-6384-1994
高槻市	都市創造部 審査指導課	072-674-7567
守口市	都市整備部 住宅まちづくり課	06-6992-1736
枚方市	都市整備部 審査指導課	072-841-1221
八尾市	建築部 審査指導課	072-924-3852
寝屋川市	都市管理部 審査指導課	072-824-1181
茨木市	都市整備部 建築調整課	072-620-0105
岸和田市	まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9571
箕面市	みどりまちづくり部 審査指導室	072-723-2121 (内線3454)
門真市	まちづくり部 建築指導課	06-6902-6341
池田市	都市整備部 審査指導課	072-752-1111
和泉市	都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
羽曳野市	都市開発部 建築指導課	072-958-1111

「所有者等の義務」

建築基準法では、建築物の所有者、管理者、占有者には、その建築物を常時適法な状態に維持する努力義務が課せられています。また、建築物を建てる際は、事前に確認申請という手続きを行う必要があります。

もし、必要な手続きをしなかった場合は、建築基準法違反となり、是正を行わなければなりません。

そのため、事前に建築士や特定行政庁にご相談いただき、適正な手続きをしてから工事を進めるようにしてください。

※特定行政庁によっては、建築士による無料相談を開催しているところもありますので、お気軽にご利用ください。